

令和 8 年熊本地震
非常災害対策本部会議（第 8 回）議事録

日時：令和 8 年 8 月 7 日（金）15:00～15:33

場所：官邸 4 階大会議室

1. 開会

2. 地震の概要

（気象庁長官）

- 昨晩も最大震度 4 の地震が発生するなど、地震活動は依然として活発な状況が継続。
- 台風 13 号は、本日正午現在で沖縄本島付近にあり、やや発達傾向にある。熊本県の南部が一部強風域に入っており、県内各地で最大瞬間風速が 15 メートルほど吹いている状況。
- また、九州山地を超えて雨雲が一部熊本県に流れ込んでいる。台風はこの後、東シナ海を西に進んでいき九州から離れていくが、熊本県では 9 日頃にかけて強風や高波に注意が必要であり、その後も暖かい空気が入り込むため、来週も引き続き高温に注意が必要。

3. 被害状況等報告

（内閣危機管理監）

- 被害状況等は、一昨日の数字との比較で申し上げますと、建物の被害は 2,735 棟増加して 16,425 棟。
- ライフラインについては、水道断水は 7,600 戸ほど減っていて 36,400 戸である。
- 避難所については、9 か所減っており 126 か所。避難者についても 428 名減っており、6,696 名という状況。
- 鉄道については、九州新幹線の新水俣－鹿児島中央間が本日 6 時頃に再開済みと聞いている。

4. 各省庁の対応状況

（防災担当大臣・国家公安委員会委員長）

- まず、防災大臣として申し上げます。
- 避難の状況については、本日正午時点で、熊本県で 126 か所の避難所が開設、約 6,696 名が避難している。本日の持ち回り閣議において、今般の地震による災害を「激甚災害」及び「特定非常災害」に指定する政令を決定した。
- 激甚災害については、地域を限定し次第「本激」に指定することとし、公共土木施設や農地等の災害復旧事業に対する国の補助率のかさ上げ等の特例措置を講じる。特定非常災害については、運転免許証や飲食店営業の有効期限の延長などの措置を講じる。この

指定は、発災日である 7 月 28 日に遡って効果を生じることとする。これにより、被災者の皆様が各種行政手続に煩わされることなく、生活・生業の再建に専念できるようになると考えている。

- 加えて、激甚災害について、新たに中小企業の災害関係保証の特例について、熊本県御船町が「局地激甚災害」いわゆる「局撃」の指定基準を超過する見込みが立った。今後、閣議決定に向けた手続を進めてまいりたい。
- 応急的な住まいの確保に向けては、現在 12 市町村において賃貸型応急住宅の受付も開始されている。被災者の方の仮設住宅への入居が着実に進むよう、伴走型で自治体の業務を支援してまいりたい。
- 災害ボランティアに関して、本日時点で、9 市町で災害ボランティアセンターが活動を開始している。また、専門的な技術を持つ NPO 等による支援調整も始まっている。ボランティア活動を行う個人や NPO 等に対し、引き続き財政的支援を含めて適切に支援をしてまいりたい。
- また、台風 13 号の影響による雨への備えを含め、被災した家屋や家財を保全するためのブルーシートの展張について、施工業者等が安全かつ適切に施工できるよう、熊本県や市町と連携し、ノウハウのある NPO などから協力をいただきながら対応を加速している。
- また、総理指示を踏まえ、私も出席の上、昨日、台風 13 号に関わる関係省庁災害警戒会議を開催し、関係省庁及び現地対策本部に対して、政府一丸となって二次災害の防止に全力を尽くすことを確認した。引き続き自治体と緊密に連携しながら、被災された皆様の日々変化するニーズを踏まえた対応を進めてまいりたい。
- 次に、国家公安委員会委員長として申し上げる。
- 警察においては、現在も約 2,200 人体制で各種活動に取り組んでいる。防犯広報や警戒・警ら、相談活動、防犯指導活動等の体制を強化している。加えて、熊本県内の避難住民の多い地区や避難所など犯罪発生が懸念される地区に防犯カメラ約 250 台を準備設置中のところ、これらに加え、新たに約 700 台の防犯カメラを設置することとした。今後、特別犯罪抑止部隊約 40 名を派遣し、設置場所を選定の上、8 月中旬頃から順次設置予定。
- さらに、水・ガソリン等の物資の円滑な輸送を図るための交通対策を実施している。引き続きこうした円滑な物資輸送を図るための交通対策に取り組んでまいりたい。
- さらに、警察庁の X（エックス）などを通じて、パトロールの状況や防犯情報などを発信するなどしており、引き続き被災者の方の安全・安心の確保等に資する情報の提供に努めてまいりたい。

（総務大臣）

- 消防では、引き続き緊急消防援助隊が熱中症予防と救急需要に対応するため、地元消防の救急体制を支援している。
- 通信関係については、携帯電話・固定回線ともに支障は解消。引き続き通信事業者にお

いて、避難所への Wi-Fi 機器やモバイルバッテリー等の貸出しなどを進めている。

- 自治体職員の派遣については、熊本県の被災 8 市町、熊本市、八代市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、氷川町に対し、全国の 46 都道府県・19 市から 767 名の応援職員が派遣決定され、順次、災害マネジメント支援や避難所運営支援等の活動に当たっている。これは、前回報告時より 48 名の増加。引き続き被災自治体の声を丁寧にお伺いし、全国の自治体にご協力いただきながら、被災自治体のニーズに応じた応援職員の派遣を行ってまいりたい。
- 特別行政相談活動の一環として、被災者からの相談に、土日・祝日も対応する災害専用フリーダイヤルを、昨日開設した。生活支援情報ガイドブックについては、更新・改訂しつつ避難所等へお届けしてまいりたい。
- 特定非常災害については、政令の閣議決定を受け、引き続き各府省所管の許認可等の有効期間等の延長について必要な対応を促すとともに、対象となる手続の情報を取りまとめ、被災者への情報発信を行う。

(国土交通大臣)

- 現地では、本日はテックフォース 226 名が被災状況調査などの任務に当たっている。
- 台風 13 号が沖縄・奄美地方に接近しているなか、被災した屋根の応急修理のためのブルーシートによる補修が急務である。そのため、建設業団体と自衛隊が連携したチーム編成を増強して支援に当たっている。
- 断水に関しては、発災後、最大約 10 万 8 千戸が現在約 3 万 6 千戸となった。引き続き、自治体の支援ニーズを把握しつつ、応急給水を行っている。また、氷川町においては、水資源機構が保有する可搬式浄水装置が稼働している。
- 水道施設については、新たに甲佐町の全域、さらに八代市や宇城市の一部地区の断水が解消した。1 日も早く、地域ごとに順次 8 月初旬・中旬・8 月末までにすべての被災地域で断水が解消されるよう工程監理を徹底し、地上に応急的に水道管を設置することも含めて検討して、復旧作業を加速してまいりたい。
- 道路については、引き続き昼夜を問わず復旧を進めている。まずは、明後日 9 日から、緊急車両については九州自動車道宮原サービスエリアから八代インターチェンジ間の通行が可能となる。引き続き残りの区間も含めて、九州自動車道全線の緊急車両の通行が可能となるよう、道路の早急復旧に努めたい。
- また、渋滞が発生している国道 3 号については、引き続き段差解消などの補装・修繕工事を実施するとともに、合わせて県道 14 号への迂回案内をしている。先日、総理とヘリコプターから見て、国道 3 号に並行して走る道路が 2 つあるけれども、横江大橋が被災をしているため 1 本しか使えないということを申し上げた。これに並行する県道 338 号の被災した横江大橋の仮復旧が見通せたことにより、8 月中旬を目途に一般車両の通行が可能となる予定。国道 3 号の迂回路が 2 ルート確保できることによって、渋滞が緩和

できる見込み。

- 鉄道については、本日 6 時頃、九州新幹線の新水俣―鹿児島中央間で先行して運転を再開した。引き続き事業者と連携し、代替交通手段の確保や早期復旧に向けて必要な支援を行う。
- 観光への影響については、風評被害に対する当面の対策として、本日、熊本県を含む九州全県について、宿泊施設・観光施設に関する運営・営業状況等の情報発信を観光庁のウェブサイトを通じて開始したところ。
- 宿泊施設へ避難を希望される方への支援として、受入れ可能な宿泊施設を、昨日までに熊本県内で 134 施設、熊本県外で 84 施設を確保した。地元の旅行業者などによる受入れの調整も進められ、既に 61 件が受け入れられたと承知をしている。引き続き関係機関と連携して対応してまいりたい。
- 国土交通省の現場力を最大限発揮し、被災者・被災地に寄り添った災害対応に引き続き全力で取り組んでまいりたい。

(経済産業大臣)

- 電力については、高圧線に加え、低圧線の停電も復旧し、引込線の停電の解消を進めている。ご自宅に戻ってないため停電に気づかない方も相当数おられると推定されるので、相談窓口について、九州電力において、避難所で周知するとともに、避難所から帰還し停電している場合に迅速に復旧できるよう、順次、各戸に掲示・投函してまいりたい。
- 都市ガスについては、八代市で安全確認のため約 8,900 戸の供給が停止したが、本日朝時点で、新たに市街地の約 700 戸で供給が再開され、合計約 4,000 戸での供給が再開している。現在、供給再開できていない区域についても、来週中に概ね復旧する見通しとの報告を受けている。
- また、イオンモール熊本における爆発事故は、福岡酸素株式会社から高圧ガス保安法に基づく事故報告が 5 日に提出された。爆発の原因は特定に至っていないが、引き続き経済産業省としても、専門家の意見も聞きながら原因究明を行っている。
- ガソリンスタンドについては、被害の大きかった八代市、宇城市、氷川町の 73 件中、本日時点で 67 件、全体の 9 割超が営業を再開しており、給油待ちの渋滞も解消されている。その他、震度 6 弱以上を記録した 13 市町村では、250 件のうち 248 件で営業中となっている。
- 物資支援については、熱中症対策として、体育館などの避難所の業務用エアコンは、新たに要請があった 2 か所を加え 11 か所要請があるうち、4 か所が設置済みになった。さらに 5 か所で設置中、2 か所で現地調査中であり、循環型シャワーも 20 台新たに設置し、計 73 台が設置済み。また、熱中症対策用品として、汗ふきシート約 1,000 箱、冷感タオル約 100 箱が避難所等に到着している。さらに、台風の接近に備え、総理指示のとおり降雨対策用品のニーズが高まることを見込まれるため、1 万枚を超えるブルーシートが

被災市町に届けられている。

- また、被災された各企業においても生産再開に向けて最大限の努力を行っていただいております。TSMC 熊本、三菱電機、ルネサスなど、稼働を再開した工場も出てきている。引き続き各工場の復旧状況を注視しつつ、生産停止等による我が国の経済への影響が最小限となるよう全力で対応してまいりたい。
- さらに、被災中小企業の状況について、8月5日時点で被害件数 680 件、被害額 275 億円と報告したが、本日 7 日 9 時の段階で、熊本県から被害件数 1,943 件、被害額 374 億円との報告を受けている。このうち、御船町の被害額が 62 億円となったため、先ほどあかま防災担当大臣から発言のあったとおり、局地激甚災害の指定基準を満たす見込みが立ったところ。
- その他の市町村についても引き続き調査中で、来週中には熊本県全体の被害額の算定に目処をつけ、再来週には私自身が現地に足を運び、被災した中小企業の皆様のお話をしっかりと伺い、速やかに支援策につなげていく。
- 経済産業省として、総力を挙げて、情報収集に努め、現地のニーズに寄り添いながら、先手・先手で万全の対応をとってまいりたい。

(防衛大臣)

- 台風 13 号の接近に伴い、熊本県からの要請を受けて、昨日から自衛隊は地震で被害を受けた家屋の保護のための緊急的な協力として、熊本県及び熊本県建設業協会と共同でブルーシートの展開の作業を実施している。
- 昨日は、八代市内の鏡地区で作業を実施。自衛隊は、まずブルーシートを固定するための土嚢の作成や運搬を担当した。その後、県が指定する専門業者が鏡地区の屋根などの高所でブルーシートを展開し、自衛隊はブルーシートの運搬や高所への受け渡しなどを担当した。このように、自衛隊は地上での補助作業を基本的に行うこととしている。
- 本日は、台風の接近によるさらなる被害を防ぐため、約 40 名の隊員を増強して約 50 名体制にするとともに、対象地域を拡大し、八代市、鏡地区、宇城市、小川地区において、熊本県、熊本県建設業協会、自衛隊それぞれの強みを生かして協力し、家屋への被害が最小限にとどめられるように、引き続きブルーシートの展開作業を迅速に進めてまいりたい。
- また、入浴支援については、現在 4 市 1 町の 7 か所まで支援を拡大しており、昨日までの利用者は、全体でのべ約 6,520 名に達している。引き続き支援を実施してまいりたい。

(環境大臣)

- 環境省では、災害廃棄物対策について昨日までに本省と九州環境局の職員のべ 115 名を派遣したほか、熱中症対策やペット対策、現地対策本部対応に職員を派遣し、熊本県庁や被害の大きい市町等の支援を行っている。

- まず、熱中症対策については、リハビリを行う医療従事者に対し、避難者に熱中症予防も啓発していただけるよう、厚生労働省を通じて依頼した。また、環境省職員がボランティアセンターを訪問し、ボランティア従事者に対してリーフレットを配布し、熱中症予防行動の徹底をお願いした。SNS でもボランティア活動の際の注意点を呼びかけている。
- 次に、し尿対策と災害廃棄物対策について、まず喫緊の課題である避難所トイレの環境改善について、昨日、し尿回収業者のご協力を得た清掃管理の支援スキームを、内閣府防災と環境省の連名で発表した。あかま大臣と連携して対応を進める。引き続き避難されている方々の生活環境の改善にしっかり取り組んでまいりたい。
- また、損壊家屋等の公費解体・撤去を推進するため、本日、九州環境局長をチーム長とする「令和 8 年熊本地震公費解体支援チーム」を現地に設置した。併せて、緊急公費解体の円滑な実施に向けた通知を発出する。公費解体・撤去の総合調整、関係行政機関等との連携強化を通じ、被災自治体及び被災者のニーズに応じた迅速な公費解体支援を推進してまいりたい。
- 最後に、ペット対策については、昨日までにのべ 21 か所の避難所を訪問し、被災者救護の観点から、ペットの受入れ体制の早急な整備や円滑な運営に向けた調整や助言を行っている。この他、熊本県獣医師会等が設置したペット救護本部で受付を開始したペットの一時預りには、昨日時点で 30 件の相談があった。今後も、現場の声を丁寧に聴きながら支援を進めていく。
- 引き続き被災地のニーズを先取りした支援を最大限行ってまいりたい。

(厚生労働大臣)

- まず避難所について、熱中症などを含めて健康管理、感染症対策、心のケア、リハビリなどに各チームが精力的に対応いただいている。新型コロナの患者が一部の避難所で確認されているが、DICT が介入して、避難所内での隔離などの感染症対策管理も行われている。
- 次に、在宅・車中泊対応として、現地の保健師と県外の保健師のチームが連携し、個別訪問を実施いただいている。前回、3 市町だけであったけれども、これに加えて熊本市、八代市、宇土市においても実施している。
- また、5 日からケアマネ、相談支援専門員等による、在宅の高齢者・障害児者への個別訪問を八代市、氷川町で開始しているところであり、様々な専門職種によるアウトリーチ型の健康管理支援を着実に実施していきたいと考えている。
- さらに、特定非常災害に指定されることを踏まえて、介護サービス・障害福祉サービスにおける指定期限の延長や、労災保険給付の請求期限の延長などの特別な対応を行うが、それ以外にも生活にお困りの方に対する生活福祉資金の貸付について、貸付額の上限や対象者を引き上げる特例措置を実施していきたいと考えている。
- 被災者の生活再建に向けた取組についても、しっかり対応してまいりたい。

(農林水産大臣)

- 農林水産関係の被害状況については、昨日、熊本県に赴き、現場の皆様のお話を伺ってきたので報告させていただく。
- 宇城市の園芸集送センターや氷川町の果樹選果場では、建物の基礎部分にまで激しい損傷が確認され、建替えも検討せざるを得ない深刻な状況であった。また、氷川町の梨園では、出荷直前の梨の7割が落下し、残った果実も擦れや傷が発生しているとの話を伺ったので、今後の経営継続に向け、現地の方々と一緒に、必要な対策を早急に検討してまいりたい。
- さらに、八代市の被災した幹線用水路では、発災8日目には試験通水が開始できた。水路等を含む農業用施設の被害は広範囲かつ甚大で、末端水路も含めて2,000箇所被害が確認されており、依然として多くの箇所で復旧作業が必要な状況にある。水稻や定植を控えるトマトなどで水の需要が高まる時期であり、水の確保がまさに喫緊の課題であるため、応急復旧のさらなる加速化を図るとともに、用水ポンプの貸出しやポンプ車の派遣など、農林水産省としてできる支援は全て行いたい。
- また、本日、被災された農林漁業者への金融支援として、農林漁業セーフティネット資金等の金利の2%軽減や、貸付限度額の引上げ等の措置を講じる。
- 次に、被災地への食料支援の状況について、食料では、総菜パン、カップ麺、栄養バランスに配慮した食品、介護食など合計23万食のほか、飲料では、ミネラルウォーターを始め合計66万本が物流拠点に到着し、順次、避難所に配送されている。現地から要望があった野菜ジュースについても現在手配中。
- また、食料の配布に当たっては、引き続き農林水産省の職員を派遣し、ラストワンマイルとなる各避難所への配送・受け渡しなどを進めているほか、キッチンカーへのニーズが高まっていることから、提供体制の拡充に向けて各事業者との調整を加速化している。
- 「できることは、すべてやる」との決意のもと、被災された方々に寄り添いながら、一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいりたい。

5. 非常災害対策本部長（内閣総理大臣）発言

- 今日で発災から10日となった。
- 昨日、宇城市で林野火災が発生して、断水などで消火活動に必要な水の確保が難しいなかでも、消防や自衛隊による懸命の消火活動によって鎮圧された。まずは関係者の皆様のご尽力に敬意を表したい。
- 地震の影響は広範に及んでいる。各大臣におかれては、潜在するリスクも的確に対処できるように、何をすべきか早急に検討して、先手・先手で取組を進めもらいたい。
- 断水については、全域で断水していた2市1町のうち、甲佐町の全域で解消された。さらに、八代市や宇城市の一部でも解消された。しかし、今も3万世帯以上の断水があり

1日も早い解消が求められる。金子大臣は、8月末までに断水を解消させるため、工程監理の徹底や、場合によっては地上に応急的に水道管を設置することも含めて、上下水道の応急復旧を加速させてもらいたい。

- 被災された方々の生活環境を安全で快適なものとする上で重要なホテル・旅館への二次避難や、公営住宅・公務員宿舎への入居に向けた取組が進められている。応急的な住まいの確保に向けては、既に建設型応急住宅の工事が始まっている。宇城市と氷川町のほか、他の自治体でも建設地の確認などの取組が進んでいる。八代市など12市町村では、賃貸型応急住宅の受付が既に開始されている。あかま大臣は、被災された方々の二次避難所への避難や、仮設住宅への入居が早期に完了するように、伴走型で自治体の要望を支援してもらいたい。
- 被災された方々に安心してホテルなどの二次避難所への避難や、仮設住宅への入居をしていただくためには、空き巣など震災に便乗した犯罪を抑止する必要がある。県内で避難されている方々が多い地区や避難所など、犯罪発生が懸念される地域に250台の防犯カメラを設置中ではあるが、追加で700台の防犯カメラを設置する。
- 警察は、各府県警察からの警察災害派遣隊による地域の警戒・警らや、避難所での相談活動などの強化に加えて、迅速に防犯カメラの設置を進め、被災された方々の安全安心の確保に全力で取り組んでももらいたい。また、SNSなどを通じてパトロールの状況や防犯情報を発信するなど、被災された方々の安全・安心の確保につながる情報提供に努めてほしい。
- 全国の自治体の皆様のご支援により、被災した自治体に応援に入ってくださっている自治体職員は日々増強されている。全国各地の自治体の皆様に心から感謝を申し上げる。被災された自治体からは、さらなる応援・派遣を求める声をいただいている。林大臣は、被災された方々に必要な支援をお届けするため、引き続き関係自治体間の調整を進めてもらいたい。災害ボランティアについては、本日までに宇城市、氷川町など、被災した9市町が設置した災害ボランティアセンターが活動を開始している。専門的な技術を持つNPOなどによる支援調整も始まっている。あかま大臣を中心に、ボランティア活動を行う個人やNPOなどに対する適切な支援を進めてもらいたい。
- 本日、激甚災害および特定非常災害の指定を閣議決定いたしました。これにより、公共土木施設や農地などの災害復旧事業の国庫補助が拡充されるとともに、被災された皆様が生活や生業の再建に専念していただけるよう、運転免許証の有効期限の延長などの措置が講じられる。
- また、中小企業の被害状況については、極激の指定により熊本県内すべての中小企業に対して高い補助率での復旧支援ができる見通しとなった。赤澤大臣は、激甚災害の指定に向けて、自治体と連携して、引き続き被害実態の把握を進めるとともに、被災された中小企業の事業継続・事業再開に万全を期してもらいたい。
- 被害状況の把握が進んで、地域産業への被害も見えてきたなかで、水道の応急復旧のため

ども立ってきたことから、今後、本格復旧に向けた取組の強化、農林漁業者や中小企業・小規模事業者への支援など、生活と生業の再建支援に取り組んでいく必要がある。

- 被災者生活生業再建支援チームを中心に、被災地のニーズを踏まえ、支援策のパッケージを速やかに取りまとめてもらいたい。
- また、台風第13号は、奄美・沖縄付近を西に進んでいる。8月9日頃にかけて、熊本県でも十分に警戒が必要。政府では、地震で損壊した家屋の応急措置や、台風大雨による雨漏り・浸水の対策に必要なブルーシートを経済産業省中心に調達した上で、地元の建設業協会や自衛隊がこのブルーシートの展開、高い所でブルーシートを張る作業を支援しております。現地対策本部を中心に関係自治体や関係業界などと連携して、損壊した家屋の屋根などへのブルーシートの設置など、台風への備えを迅速に進めてもらいたい。
- 引き続き「できることは、すべてやる」という決意のもと、政府の総力を結集して、被災された方々のために強力に取組を進めてまいりましょう。

6. 閉会

(以上)